

パブリック・コメント閲覧用

滑川市自殺対策計画

(素案)

平成 31 年 1 月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 目標及び計画の期間	
第2章 自殺の現状	4
1 自殺者の推移	
2 男女別の自殺者の推移	
3 年齢層別自殺者数の推移	
4 原因・動機別の自殺者数	
5 自殺に関する統計	
第3章 これまでの取組みと評価	9
第4章 自殺対策の課題	11
1 事前予防	
2 危機対応	
3 事後対応	
4 その他	
第5章 自殺対策の基本施策	14
第6章 施策の体系	16
第7章 基本施策別事業・取組	17
第8章 自殺対策の推進体制	41

資料編

資料1 滑川市自殺対策推進協議会設置要綱	42
資料2 滑川市自殺対策推進協議会委員名簿	44
資料3 計画の策定経過	45

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年に年間の自殺者が3万人を超えて以降、高い水準が続いていましたが、増え続ける自殺者数に対して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて平成18年10月に自殺対策基本法が制定されました。平成28年4月にはその一部改正法により、地域の実情に即した自殺対策のさらなる取組みの推進が明記されるとともに、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

富山県においては、自殺者数は平成15年の356人をピークに概ね減少傾向となり、平成18年からは年間200人台で推移してきましたが、平成28年には平成15年と比較して約5割減少し、昭和56年以来、35年ぶりに200人を下回りました。

しかしながら、全国では毎年2万人を超える方の命が自殺によって失われており、楽観できる状況ではありません。自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺は防ぐことのできる社会的な問題であるという基本認識のもと、地方自治体は保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との調整を図り、「生きることの包括的な支援」として取り組むことが求められており、自殺を身近な問題として住民に周知し、悩みを抱えた人が孤立せず、相談につながることができる支援体制の構築に取り組む必要があります。

また、社会環境の複雑化や価値観が多様化するなかでは、日々ストレスを抱えやすく、心の健康を保つことは非常に重要です。ストレスにうまく対処し、心の病気を正しく理解することが心の不調を早期に発見でき、重症化を防ぐことにつながります。そのためには、自分自身や身近な人の心の不調に早めに気付き、対処できるよう啓発普及するとともに身近な地域における気付き・見守りの体制を構築する必要があります。

このような状況のなか、本市においても、地域の実情に即した自殺対策の取組みを推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない滑川市」の実現に向けて「滑川市自殺対策計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年4月に改正された自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として、平成29年に見直された国の「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定）及び平成30年4月に策定された県の「自殺対策計画」を指針としながら、「滑川市総合計画」を上位計画とし、「滑川市地域福祉計画」、「なめりかわヘルスアップ推進計画」等、福祉・保健の分野別計画と整合を図り、本市における自殺対策の総合的な計画としての目標、施策などを示しています。

3 目標及び計画期間

国は自殺総合対策大綱を踏まえ、2026年における自殺者数（自殺死亡率）（※）を平成29年（2017年）の人口10万人あたり16.4人から先進諸国同様水準の13.0人以下まで減少させることを目標としています。

本市においては、計画期間を2019年度から2026年度までの8年間とし、本計画を効率的・効果的に推進することで、計画最終年（2026年）には概ね同程度の減少率と見込んで「9.0以下」を目指します。

滑川市、国及び富山県の数値目標値

		平成29年(2017) (現状値)	2026年 (目標値)
自 殺 死 亡 率	滑 川 市	12.3	9.0以下
	全 国	16.4	13.0以下
	富 山 県	17.9	14.4以下
滑川市自殺者数		4	3以下

（自殺死亡率、自殺者数は厚生労働省「人口動態統計」による）

※人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）…自殺者数／人口×100,000

（H29.10.1 32,584人）

計画期間

	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
滑川市自殺対策計画	策定									
計画期間 8年間										

※国は平成29年（2017年）度から2026年度に設定しており、県は平成30年（2018年）度から2026年度に設定しています。

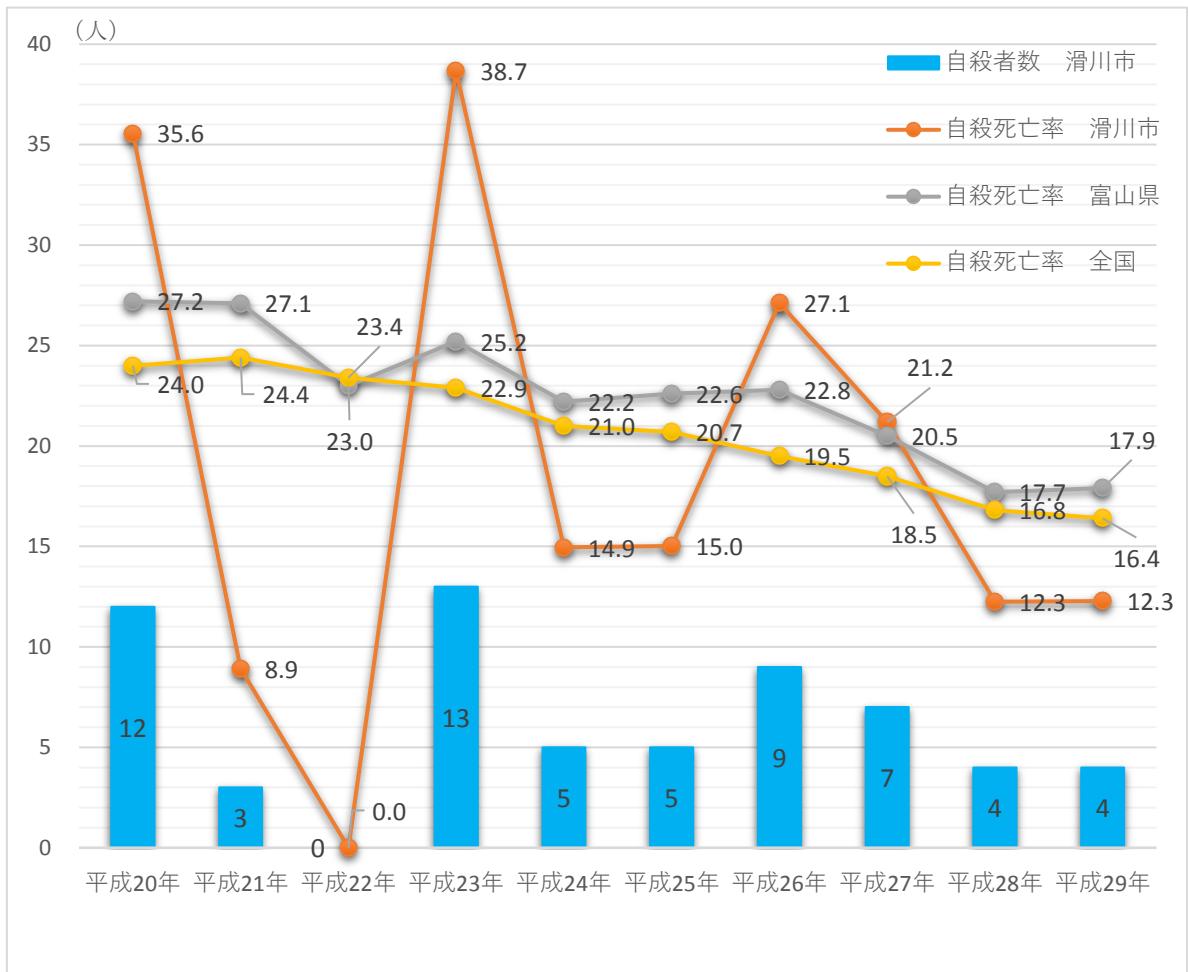
※計画期間は「年度」、自殺死亡率や自殺者数は「暦年」となります。

第2章 自殺の現状

1 自殺者の推移

本市の自殺者数は、平成23年の13人をピークに以降は10人未満で推移しています。また、自殺死亡率については、平成26年以降減少傾向にあり、平成29年数値は、富山県や全国と比較しても下回っています。

自殺者の推移（滑川市、富山県、全国）

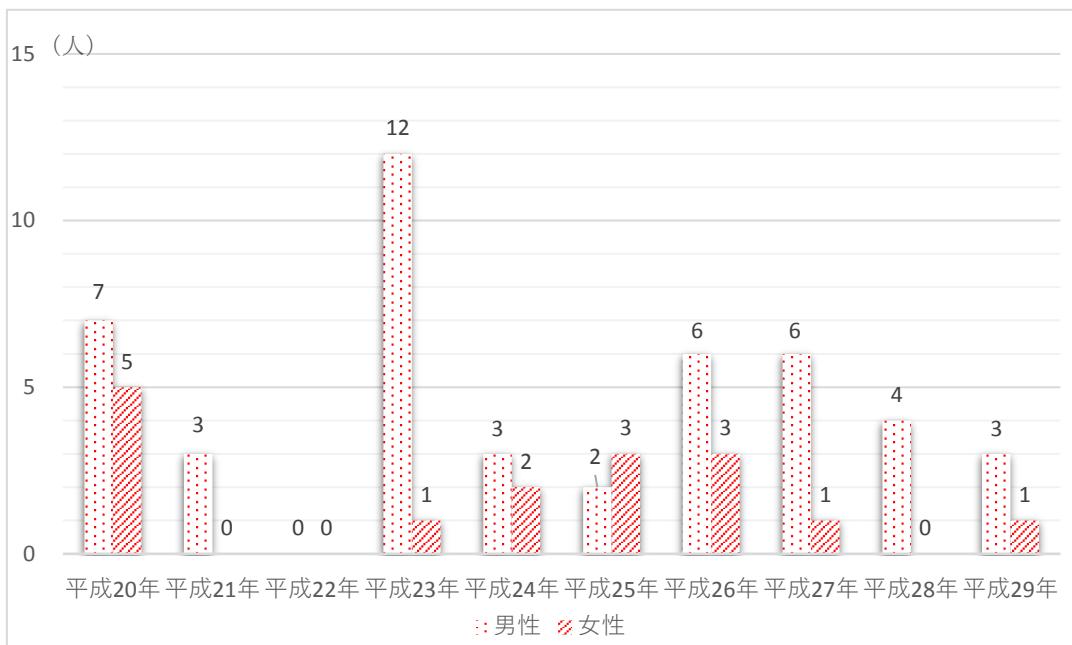


(厚生労働省「人口動態統計」による)

2 男女別の自殺者数の推移

平成 20 年から平成 29 年のうち、平成 22 年と平成 25 年を除き、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っており、10 年間の総数において男性 46 人、女性 16 人と男性が女性を 30 人上回っています。

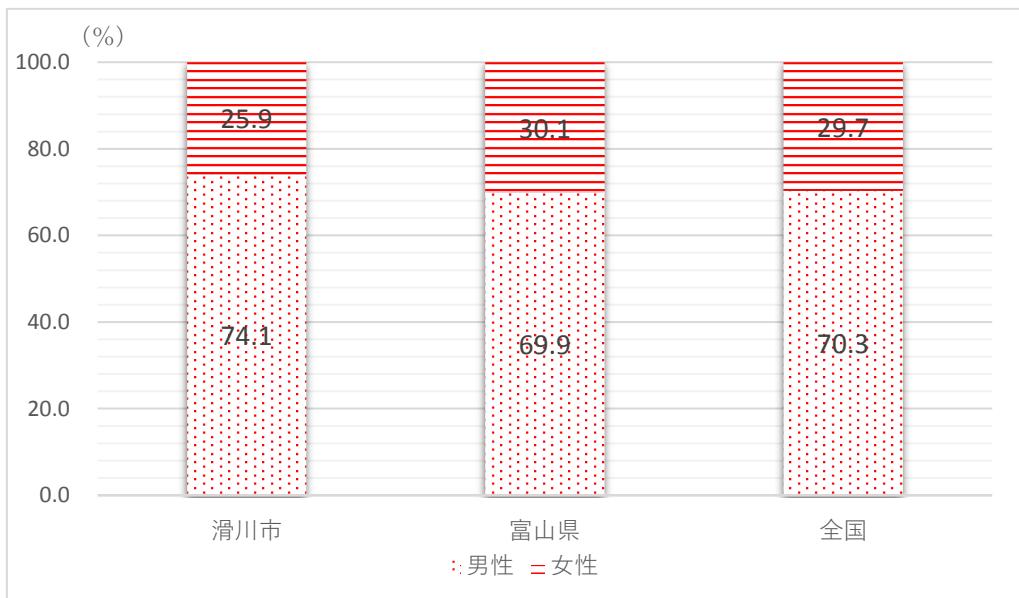
男女別自殺者数の推移



(厚生労働省「人口動態統計」による)

また、滑川市における平成 20 年から平成 29 年の自殺による死亡者の性別構成割合は、男性が 74.1%、女性 25.9% となっており、全国（男性 70.3%、女性 29.7%）、富山県（男性 69.9%、女性 30.1%）と比べるとやや男性の割合が高くなっています。

自殺者の性別構成比（滑川市、富山県、全国）

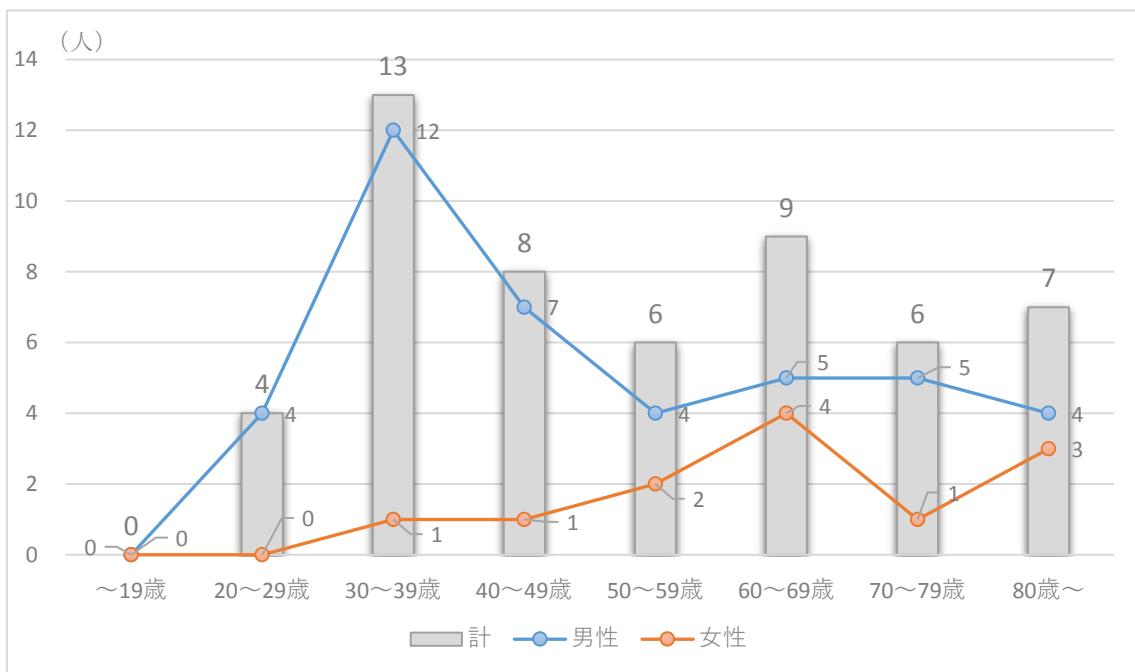


(厚生労働省「人口動態統計」による)

3 年齢層別自殺者数の推移

平成 21 年から平成 29 年において、年代別の自殺者数をみると、30 歳代が 13 人と最も多く、次いで 60 歳代が 9 人となっています。30 歳代から 50 歳代における自殺者数は 27 人と全体の約半数を占め、60 歳以降の高齢層においても 22 人と全体の 40% 強となっている一方、未成年者の自殺者はいません。

年齢層別自殺者数

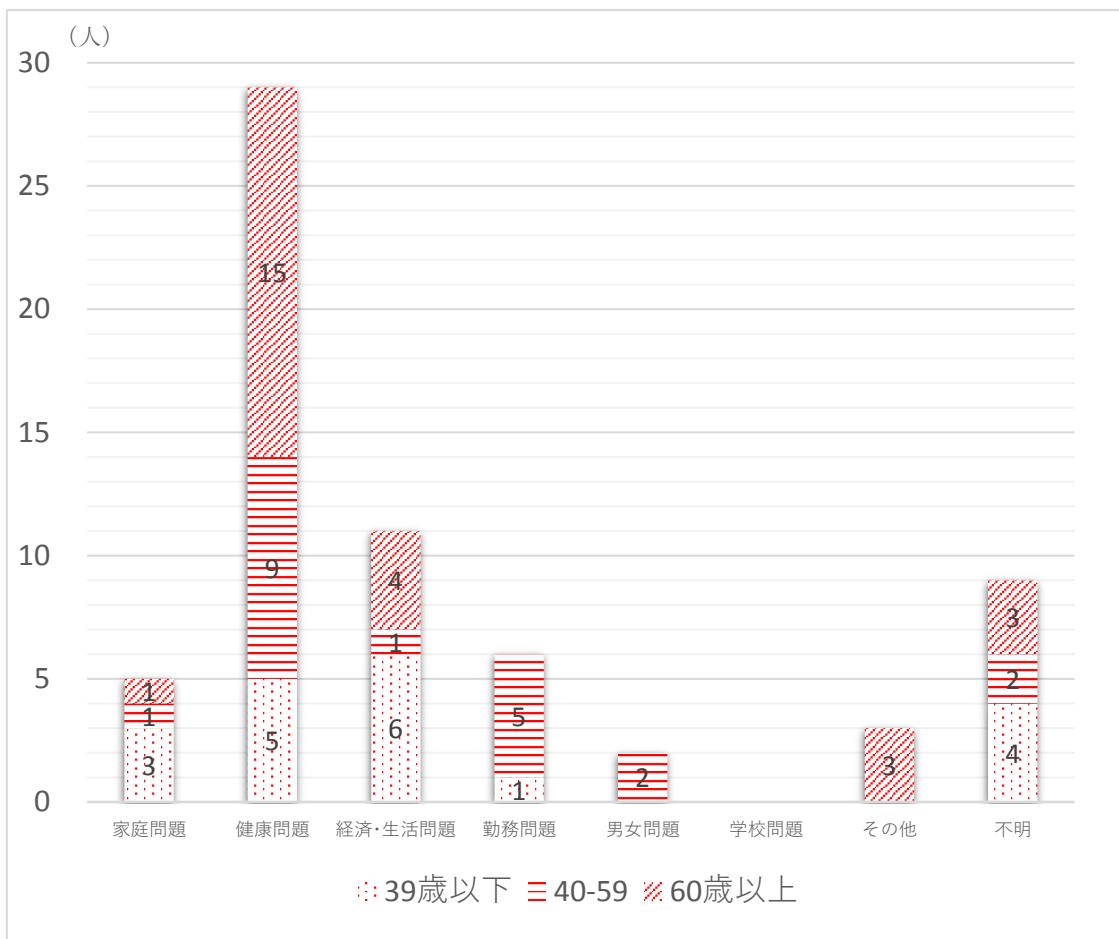


(警察庁「自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計」(発見日、居住地)による)

4 原因・動機別の自殺者数

平成 21 年から平成 29 年において、年代別の自殺者数をみると本市の自殺の原因・動機としては、健康問題や経済・生活問題、勤務問題など様々です。なお、本県では、うつ病やその他の精神疾患、身体の病気など健康問題が占める割合が最も大きくなっています。

年代別原因・動機別自殺者数



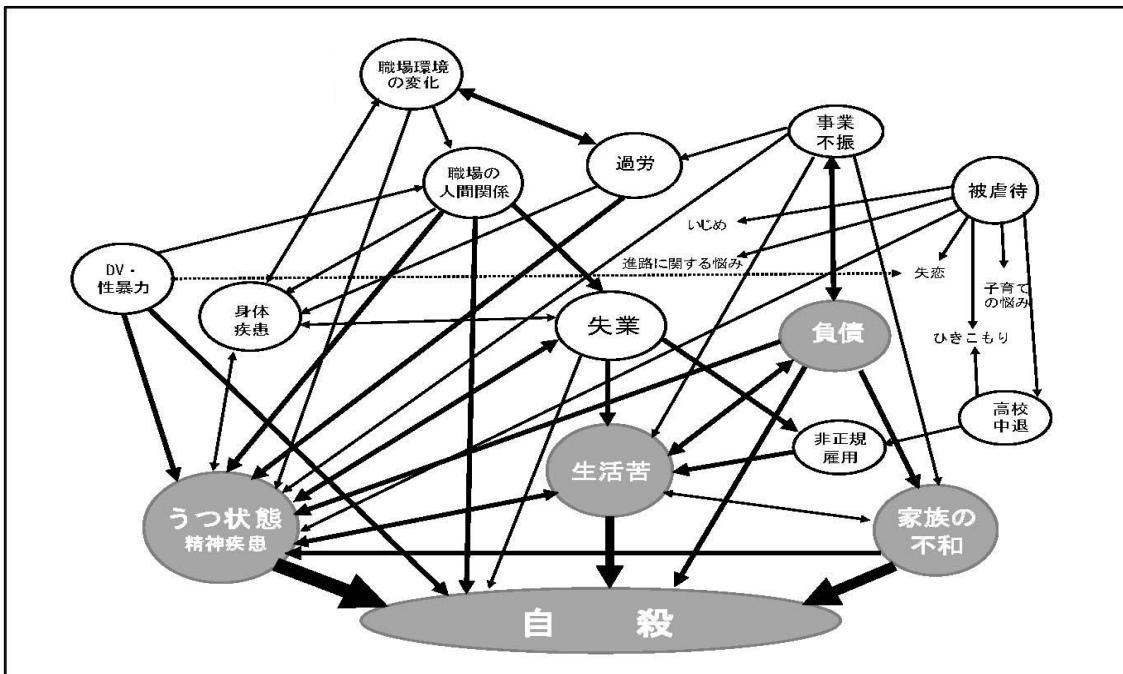
※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者 1 人に
つき 3つまで計上可能としているため、原因・動機別の合計と自殺者数は一致しません。
(警察庁「自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室で特別集計」(発見日、居住地)による)

富山県における年齢層別の原因・動機順位（平成 24 年から平成 28 年）

	1 位	2 位
～19 歳	学校問題	家庭問題
20～29 歳	健康問題	経済・生活/家庭/勤務問題
30～39 歳	健康問題	勤務問題
40～69 歳	健康問題	経済・生活問題
70 歳～	健康問題	家庭問題

(富山県自殺対策計画より)

(参考) 自殺の危機経路 (NPO法人ライフリンク「1000人実態調査」より)



「自殺の危機経路」事例 (→ = 連鎖。+ = 併発)

- 【失業者】**
 - ①失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
 - ②連帯保証債務→倒産→離婚の悩み+将来生活への不安→自殺
 - ③犯罪被害（性的暴力など）→精神疾患→失業+失恋→自殺
- 【労働者】**
 - ①配置転換→過労+職場の人間関係→うつ状態→自殺
 - ②昇進→過労→仕事の失敗→職場の人間関係→自殺
 - ③職場のいじめ→うつ病→自殺
- 【自営者】**
 - ①事業不振→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
 - ②介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患+うつ状態→自殺
 - ③解雇→再就職失敗→やむを得ず起業→事業不振→多重債務→生活苦→自殺
- 【主婦など（就業経験のない無職者）】**
 - ①子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ状態→自殺
 - ②DV→うつ病+離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺
 - ③身体疾患+家族の死→将来生活への不安→自殺
- 【学生】**
 - ①いじめ→自殺
 - ②親子間の不和→ひきこもり→うつ状態→将来生活への不安→自殺

5 自殺に関する統計

自殺に関する統計には、主に厚生労働省「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

- ・厚生労働省人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人含む）を対象としています。
- ・厚生労働省人口動態統計は、居住地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、居住地を基に死体発見時点で計上しています。
- ・厚生労働省人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明なときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。
- ・「自殺死亡率」は人口10万人当たりの自殺者数を表しています。
- ・「%」は、それぞれの割合を小数第2位で四捨五入して算出しています。

第3章 これまでの取組みと評価

1 アンケート調査の実施

平成21年度からの富山県地域自殺対策緊急強化事業を活用し、自殺予防対策の一環としてアンケート調査を実施しました。

当時、人口動態統計から、平成13～20年の過去8年では、本市の自殺者は、男性：女性の割合は8：2と男性が多く、特に20～50歳代の働き世代の男性の自殺者が多いことがわかつっていました。そこで、市内の企業に勤務する就労者を対象に調査を実施し、心の健康に対する意識等の現状を把握することとしました。

調査方法としては、平成22年9月に市内の中規模以上の企業6社の従業員570人に市民健康センターと福祉課職員が企業を訪問し、調査票を配布・回収し、全回収票数は501票で回収率は87.9%でした。

その結果、自殺について考えたことがある人のうち、心の不調を感じても相談機関に「相談しないと思う」と答えたのは74.3%と多く、相談しない理由として、「抵抗がある」(23.3%)、「自分自身で対処できると思うから」(18.6%)が挙げられました。これらを踏まえ、事業に活用しました。

2 心の健康づくり普及啓発

市のヘルスプラン「第1次なめりかわヘルスアップ21推進計画」策定時に実施した就労者へのアンケート調査では、健康増進意識の高揚・啓発の一環として、出前健康教室のニーズが多くありました。このことを受け、心の健康（ストレス）、うつ病予防対策の正しい知識の習得を目的に平成16年度から7年間にわたり、計12事業所においてメンタルヘルス教室を開催し、計402人の就労者へ普及啓発を行いました。また、職場自らの健康増進の機運向上を目的に平成19年から3ヵ年、市内事業所の人事総務担当や衛生管理者等を対象にヘルスアップリーダー養成講座を開催し、メンタルヘルスの講義には市内14事業所から78人の参加者がありました。その他にも心の健康をテーマにしたチラシ等を全世帯へ配布や市内事業所（147事業所へ計3回）への配布など心の健康づくりの意識啓発に取り組みました。

3 心の相談会の実施

これまで市民健康センター等において、職員による心の相談を実施しており、悩みを抱えた方の支援に取り組んでいます。

4 若年層や高齢層への自殺予防啓発

滑川駅前で自殺予防PRのぼり旗を設置し、通勤、通学中の若年層を対象に自殺や心の健康に関するチラシを配布しており、成人式でも同様の取組みを行っています。また、小中学校を対象にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談にも取り組んでいます。

高齢層については、地域での見守り活動を推進するため、民生委員、高齢福祉推進員、老人クラブ等地域の協力者が連携し、日頃からの見守り活動に取り組んでいます。

5 ゲートキーパーの人材育成

ゲートキーパー（※）の役割の担い手として、育児ノイローゼ等保護者の悩みや変化に気づきやすい保育士を対象に、適切な関わりについての研修会を実施しました。

6 専門機関の周知

富山県心の健康センター、富山県中部厚生センターで開催される「心の健康相談会」を市広報誌、市ホームページ等において案内しています。

ゲートキーパー（※）の役割の担い手として、育児ノイローゼ等保護者の悩みや変化に気づきやすい保育士を対象に、適切な関わりについての研修会を実施しました。

※『ゲートキーパー』とは……悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて関係機関につなげ、見守る人のことです。

第4章 自殺対策の課題

本市の自殺死亡率は、平成26年度以降遞減傾向にあり、引き続きこの傾向を継続し、自殺者数を減らしていくため、様々な取組みを総合的に進めるためにも、現状と課題を分析し、背景や原因、対策の対象を明確にして施策を推進する必要があります。

1 事前予防

(1) 普及啓発について

普及啓発については、自殺予防週間、自殺対策強化月間等において様々な方法で自殺予防に関する啓発活動を実施しています。しかしながら、現在の普及啓発では、自殺に関する知識の理解と関心を深めることができていると言える状況ではなく、今後もより一層の普及啓発を推進する必要があります。

(2) 人材育成について

自殺に関する知識の普及啓発とともに、自殺の危険性が高い人の早期発見、見守りへの対応を図るためには、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材の養成が必要です。

市ではこれまで、保育士を中心に、ゲートキーパー養成講座を開催してきましたが、今後も様々な分野を対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、順次「ゲートキーパー」となって、周りの人の異変に気づいたときに適切に行動ができるよう人材を養成する必要があります。

(3) 健康問題について

健康維持・増進に関する事業は、様々な部署において行われていますが、本市における自殺の原因・動機では、「健康問題」が一番多くなっていることから、今後も心と身体の健康を総合的に支援できる体制の整備、取組みを推進する必要があります。

(4) 未成年期からのストレス対処法に係る教育について

いじめの未然防止やストレス解消の対処法に係る取組みは学校等において実施されています。今後も社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等、自殺対策に資する教育を未成年期から実施する必要があります。

(5) 年齢層別の状況について

年代別の自殺者数をみると30歳代から50歳代の自殺者数は27人となっており、その割合は全体の50.9%を占めています。なかでも30歳代は24.5%（13人）、40歳代は15.1%（8人）と多く占めています。30、40歳代は家庭や職場の両立て重要な立場におかれ、心理的にも社会的にも不安やストレスを感じる世代と思われることから、心の健康を保つた

めの取組みを推進するとともに、失業や経済的な問題に遭遇した時、すぐに相談ができ、問題解決できるような相談体制の構築が必要です。

また、同じく年代別の自殺者数をみると 60 歳代以上の高齢者の自殺者数は 22 人となつております、その割合は全体の 41.5%を占めています。また、原因・動機別の自殺者数をみても 60 歳代以上は健康問題の割合が一番高く、経済・生活問題など生活するうえでの様々な悩みや不安が生じることが考えられ、地域における包括的な支援体制の充実が高齢世代の自殺予防において重要なものです。

2 危機対応

(1) うつ病・アルコール依存症・薬物依存症について

自殺を図った人の多くが、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を発症しています。

この事実を踏まえ、今後は、必要な情報の提供や相談ができる体制の整備等を進める必要があります。また、アルコール依存症、薬物依存症等については、家族会等の活動を把握し、団体の活動を支援するとともに、連携して支援できる体制を構築する必要があります。

(2) 自殺未遂者への支援について

自殺の再企図リスクが高いと判断された人へ、精神科受診勧奨・紹介や次の支援機関へのつなぎを行うため、医療機関等との情報の交換や助言等が受けられるような体制の整備をする必要があります。

(3) 相談窓口機能の充実について

各種相談事業、支援策が実施されていますが、その情報が市民に十分に認知されておらず、相談窓口としての機能を十分に發揮できていない状況にあります。今後は、地域における相談体制のより一層の充実と相談窓口情報等のわかりやすい発信をしていく必要があります。

3 事後対応

遺族等への対応について

自殺の防止とともに、大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自殺者の親族等が適切な支援を受けることができるようになりますこともあわせて重要であります。そのため、必要かつ適切な情報の提供、支援体制の充実を図る必要があります。

4 その他

地域連携の強化とネットワークづくりについて

市内では、民生委員・児童委員などの協力のもと、地域での見守り活動が行われていますが、単独世帯や核家族世帯の増加により、地域とのつながりが希薄な世帯が増える傾向にあることから、今後も地域団体等との協力のもと見守り活動等を実施し、地域ぐるみで自殺防止の取組みを進める必要があります。

また、自殺の要因となる複合的な問題のうち、解決可能な問題の支援をするためにも、関係機関、民間団体等との情報共有や一層の連携強化が必要です。今後は、各種相談支援機関を対象に相談状況、支援状況についての情報交換を行うとともに有効なネットワークづくりについて検討していく必要があります。

第5章 自殺対策の基本施策

本市における自殺対策の課題を整理し、「自殺総合対策大綱」に準じて定める本市の自殺対策基本施策は次のとおりです。

基本施策1 地域での実践的な取組体制の強化

自殺の実態を把握し、地域の人材・資源、様々な分野の取組みを連携させ実践的な取組みが展開できるような体制の強化に努めます。

基本施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきという自殺対策の趣旨について、市民の理解と関心を深めます。また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関等につなぎ、見守るという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるように啓発します。

基本施策3 自殺対策の推進に資する調査研究等の推進

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺の実態・経緯を多角的に把握することにより、地域での自殺対策の実践に活かします。

基本施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

自殺対策に係る人材の確保や資質の向上を図るため、ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材を養成するほか、地域の人的資源と連携し包括的な支援の体制づくりを推進します。

基本施策5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進

自殺の原因となり得るストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の維持・増進をはじめ、職場におけるメンタルヘルスや各種ハラスマント対策など職場環境改善の取組みを推進します。

基本施策6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につながるよう支援するとともに、その人が抱える様々な問題・課題に包括的に対応ができるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるように支援します。

基本施策 7 地域全体の自殺リスクの低下

自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉をはじめ様々な分野において、地域での相談・支援体制の充実や相談窓口情報等をわかりやすく発信するとともに、自殺対策に資する居場所づくり等に取り組みます。

基本施策 8 自殺未遂者の再企図防止

自殺未遂者の再企図を防ぐため、居場所づくり、医療機関等との連携体制の構築に取り組みます。

基本施策 9 遺された人への支援

自殺により遺された親族等を支援するため、自殺対策関連に取り組む民間団体等の活動を支援します。

基本施策 10 民間団体との連携強化

地域で自殺対策に関する活動を行っている団体等の活動を支援するとともに、連携を強化し、各種施策を推進します。

基本施策 11 子ども・若者の自殺対策の推進

学校におけるSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、支援を必要とする若者が漏れないよう子ども・若者の成長段階、それぞれの立場（学校や社会とのつながりの有無等）に対応した取組みを推進します。

基本施策 12 勤務問題による自殺対策の推進

長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場におけるメンタルヘルス対策、各種ハラスマント防止などについて、市内の事業所等と連携し、職場環境の向上に係る取組みを推進します。

第6章 施策の体系

方針	基本施策	取組・事業
「誰も自殺に追い込まれることのない滑川市」の実現	⇒ 1 地域での実践的な取組体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関等との連携とネットワークの強化 ② 地域の人材・資源の把握
	⇒ 2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施 ② 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ③ 自殺に関する知識の普及啓発の推進 ④ うつ病等についての普及啓発の推進
	⇒ 3 自殺対策の推進に資する調査研究等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
	⇒ 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ② 民生委員・児童委員等への研修 ③ 様々な分野でのゲートキーパーの養成 ④ 家族や知人等を含めた支援者への支援
	⇒ 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における心の健康づくり推進体制の整備 ② 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ③ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
	⇒ 6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 ② 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ③ うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保 ④ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策及び依存症対策の推進
	⇒ 7 地域全体の自殺リスクの低下	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信 ② 介護者への支援の充実 ③ ひきこもりへの支援の充実 ④ 児童虐待防止や被害者への支援の充実 ⑤ 生活困窮者への支援の充実 ⑥ ひとり親家庭に対する支援の充実 ⑦ 妊産婦への支援の充実 ⑧ 自殺対策に資する居場所づくりの推進
	⇒ 8 自殺未遂者の再企図防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 居場所づくりとの連動による支援 ② 自殺未遂者等への支援
	⇒ 9 遺された人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺族等に対する支援 ② 遺児等への支援
	⇒ 10 民間団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間団体等との連携強化、活動支援
	⇒ 11 子ども・若者の自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ② 児童・生徒等への支援の充実 ③ SOSの出し方に関する教育の推進 ④ 子どもへの支援の充実 ⑤ 若者への支援の充実
	⇒ 12 勤務問題による自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 長時間労働の是正 ② 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ③ ハラスメント防止対策

第7章 基本施策別事業・取組

1 地域での実践的な取組体制の強化

(1) 基本方針

滑川市自殺対策計画を策定し、計画に基づき各種施策を推進するため、地域の人材・資源を把握し、また、様々な分野の取組みを密接に連携させ、自殺対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制の強化に努めます。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①関係機関等との連携とネットワークの強化	関係機関等とのネットワークの構築・連携強化	行政、関係機関、民間団体等で構成された、自殺対策に係る情報交換等をするための組織を構築し、連携を強化します。	福祉介護課
②地域の人材・資源の把握	地域の人材・資源の把握、連携・協働した取組みの推進	地域の人材・資源を把握し、活動を支援するとともに、連携・協働して自殺防止への取組みを推進します。	福祉介護課

2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

(1) 基本方針

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」だが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。このような心情や背景への理解を深めることも含め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動、教育活動等を通じての理解促進と普及啓発事業を展開します。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発実施	自殺予防週間（9月10日から16日）において、県、市、関係団体等と一緒にって、集中的に啓発事業を実施します。	福祉介護課
		自殺対策強化月間（3月）において、県、市、関係団体等と一緒にって、集中的に啓発事業を実施します。	福祉介護課
②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	児童生徒の自殺対策に資する教育（SOSの出し方にに関する教育）の推進	授業において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。	学務課
	情報教育事業の推進（インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめの防止等）	児童生徒を対象に、情報モラル教育を推進します。	学務課

項目	事業・取組	内容	担当課等
③自殺に関する知識の普及啓発の推進	自殺に関する知識の普及啓発	自殺に関する知識、ゲートキーパーの役割、心の悩みや病気の相談窓口情報等について、市ホームページ・市広報誌・ポスター・リーフレット等を活用し、普及啓発を行います。	福祉介護課
④うつ病等についての普及啓発の推進	自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発	うつ病等への対応に関する内容を記載した自殺防止のリーフレット等により、うつ病等に対する知識の普及啓発を行います。また、市広報誌において、自殺とうつ病等の関連についての記事を掲載するなど知識の普及啓発に努めます。	福祉介護課 市民健康センター

3 自殺対策の推進に資する調査研究等の推進

(1) 基本方針

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺に関する情報収集や自殺対策の推進に資する調査研究等に取り組むとともに、その結果を自殺対策の各種事業・取組みに活かします。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	自殺の実態把握等	国・県から提供されたデータ等に基づき、自殺の実態把握を行います。また、これらのデータの把握・整理・分析により、実態に即した各種施策の実施等に活用します。	福祉介護課

4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

(1) 基本方針

自殺に関する知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。また、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取組みます。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①自殺対策の連携調整を担う人材の養成	ボランティアの養成(各種養成講座)	高齢福祉推進員、ふれあいサロン関係者、老人クラブ等各種ボランティアを対象に養成講座を開催し、自殺予防に関する人材の確保や育成を図ります。	福祉介護課 社会福祉協議会
②民生委員・児童委員等への研修	民生委員・児童委員等におけるゲートキーパーの養成促進	ゲートキーパー養成講座を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。	福祉介護課
③様々な分野でのゲートキーパーの養成	人材育成(ゲートキーパー養成講座の拡大)	ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、職員等を対象に研修会を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができる人材を養成します。	総務課 福祉介護課
④家族や知人等を含めた支援者への支援	地域の支援者への普及啓発	ゲートキーパー養成講座を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。【再掲】	福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
④家族や知人等を含めた支援者への支援	高齢者への声かけ、見守り	高齢者の方の地域での見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員、老人クラブ等地域の協力者と連携し、日頃からの声かけや見守り活動を推進します。	福祉介護課 社会福祉協議会
	認知症サポーターの養成	認知症のある方及びその家族を地域で見守る人材を養成するため、認知症サポート養成講座を開催します。	地域包括支援センター
	家族や知人等を含めた支援者への支援	地域包括支援センターにおいて、職員による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。	地域包括支援センター

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進

(1) 基本方針

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応などができるよう、地域・家庭・学校における心の健康づくりの支援や居場所づくりを推進します。

また、地域・家庭・学校での心の健康づくりの支援とあわせて、職場における心の健康づくりの推進と職場環境の改善を働きかけます。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①地域における心の健康づくり推進体制の整備	居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	認知症の方の介護をしている家族のほか介護や認知症に関心のある人が参加する「オレンジカフェ」、また、認知症の方が参加する「オレンジハウス」などを開催し、高齢者の居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュの場を提供します。	福祉介護課 包括支援センター
		子育て支援センター、児童館、子ども図書館において、親子が気軽に集える場を提供するとともに、子育ての悩み等の相談に対応します。また、各種教室を開催し、親子の交流を図ります。	生涯学習課 子ども課
		高齢者等の生きがいづくり、健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を目的に公民館等で開催する「ふれあいサロン」や社会的孤立の解消を図り、介護予防につなげる「悠久友サロン」の活動を支援します。	福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
①地域における心の健康づくり推進体制の整備	地域・家庭・職場における健康づくりの推進	個別の各種健康相談、家庭訪問、がん検診等を実施し、家庭や地域における健康づくりを支援します。	市民健康センター
	高齢者の健康づくり、介護予防の推進	様々な悩みを抱えた高齢者の話し相手になる民生委員、高齢福祉推進員、老人クラブ等を支援し、高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。	福祉介護課 社会福祉協議会
		認知症の早期発見、早期対応に努め、認知症となつても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援体制を整備します。	地域包括支援センター
	人材育成（ゲートキーパー養成講座の拡大）	ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、職員等を対象に研修会を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができ人材を養成します。 【再掲】	総務課 福祉介護課
②学校における心の健康づくり推進体制の整備	学校における心の健康づくり推進体制の整備	教職員や学校医で学校保健委員会を設置し、心身の健康に関する課題の研究協議を行います。	学務課
		養育環境が不十分な児童生徒に対し、緊急ケース会議を必要に応じて開催し、学校、教育センター、児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、適切に対応します。	学務課

項目	事業・取組	内容	担当課等
③職場におけるメンタルヘルス対策の推進	様々なハラスメントに関する普及啓発	市ホームページ等において、各種ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。	福祉介護課
	職場におけるメンタルサポート	通常の勤務時間内で仕事を終えられるように効率化を図り、長時間労働の是正に向けた取組みを行います。また、メンタルヘルスチェックの実施など職場内におけるメンタルヘルス対策を推進します。	事業所

6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援

(1) 基本方針

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組みを推進します。また、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上	精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。	福祉介護課
②子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	乳幼児健診時に発達障害が疑われる児とその保護者に対し、児の発達確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携を図り、適切に対応します。	福祉介護課 市民健康センター
③うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保	産婦健康診査の実施	全ての産婦に対し、産後2週間と1か月の2回、エジンバラ産後うつ病質問票を含む産婦健康診査を実施し、必要に応じた支援を行います。	市民健康センター
	精神保健福祉相談	精神疾患を有する（または疑いのある）本人や家族等からの相談に応じ、面接や訪問を実施します。また、必要に応じて県厚生センターや医療機関と連携・対応します。	福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
③うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保	健康相談	市民健康センターにおいて、職員による相談を実施するとともに、必要に応じて県厚生センターや医療機関と連携・対応します。	市民健康センター
④うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策及び依存症対策の推進	アルコール、薬物に関する正しい知識の普及啓発	市広報誌に適正飲酒について掲載するとともに、アルコールや薬物問題について啓発を行います。	福祉介護課
	アルコール依存症、薬物依存症等に関する相談	地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症や薬物依存症等に関する問題を抱える方、またはその家族等への相談事業を実施します。	福祉介護課
	健康相談	市民健康センターにおいて、職員による相談を実施するとともに、必要に応じて県厚生センターや医療機関と連携・対応します。【再掲】	福祉介護課 市民健康センター

7 地域全体の自殺リスクの低下

(1) 基本方針

自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉をはじめ様々な分野において、地域での支援・相談体制の充実や相談窓口情報等のわかりやすい発信をするとともに、自殺対策に資する居場所づくりなどに取組みます。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信	心の悩みや病気に関する相談窓口の充実・相談窓口情報のわかりやすい周知	市民健康センターにおいて、職員による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。	市民健康センター
		自殺に関する知識、ゲートキーパーの役割、心の悩みや病気の相談窓口情報等について、市ホームページ・市広報誌・ポスター・リーフレット等を活用し、普及啓発を行います。【再掲】	福祉介護課
		県担当課と連携し、県高齢者総合相談センターにおいて、高齢者等が抱える福祉、保健、医療等にかかる各種の心配ごと、悩みごと等の相談に電話で応じます。	県 福祉介護課
	障がい者に関する相談・支援（身体・知的・精神障害（児）者相談事業）	障がい者の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、また、その環境や状況に応じて本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう相談を実施します。	福祉介護課
		親なき後の問題に対処するため、関係機関と連携し、成年後見制度等の活用の周知を図ります。	福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信	心配ごと相談、法律相談	民生委員・児童委員、主任児童委員による心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催するとともに、相談の周知を図ります。	福祉介護課 社会福祉協議会
	権利擁護事業	高齢者の虐待防止や虐待の早期発見のためのネットワークを構築し、成年後見制度を始め、権利擁護のための情報提供や相談等を行います。	地域包括支援センター
	子育て世代包括支援センター（妊娠・出産・子育て切れ目ない支援事業）	妊娠婦や母子の保健・育児に関する相談への対応、個々に応じた支援プランの策定などにより、妊娠期から子育て期の支援体制を充実します。また、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対する総合的な相談支援を行います。	市民健康センター 子ども課
	家庭児童相談員の配置	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談を行います。	子ども課
	母子家庭等相談・母子家庭等就業相談（母子・父子自立支援員の配置）	母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を実施し、母子・父子家庭や寡婦の方が自立できるよう総合的に支援します。	子ども課
	高齢者・障がい者権利援護支援委員会によるDV被害者支援体制の充実	高齢者・障がい者権利援護支援委員会において、DVに関する様々な取組みについて情報を共有し、対応します。	福祉介護課 地域包括支援センター
	DV相談	母子・父子自立支援員が、DV相談に対応し、被害者を支援します。	子ども課

項目	事業・取組	内容	担当課等
①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信	消費者生活相談	市民が消費生活被害に遭わないよう、また、遭った場合の対応や支援を相談できる環境を整備し、健全で快適な消費生活を促進します。	生活環境課
	日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱えている症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで判断することが困難な方に対し、日常的金銭管理サービス等を行い、地域での自立した生活を支援します。	社会福祉協議会
②介護者への支援の充実	介護者への支援、地域包括支援センターでの相談	地域包括支援センターにおいて、相談窓口を開設し、介護者への身近な相談場所として活用を促進します。	地域包括支援センター
		オレンジカフェ等を開催し、介護者からの情報交換や相談を行います。	福祉介護課 地域包括支援センター
③ひきこもりへの支援の充実	子ども・若者の相談体制の構築	県心の健康センターと連携し、大学生等を対象としたストレス対処の方法やメンタルヘルスに関する講義の実施を推進します。	県 福祉介護課
	支援関係機関との相談体制の構築	県ひきこもり地域センターや県東部生活自立支援センターその他様々なノウハウを持つ民間団体(家族会等)と連携し、本人や家族への相談支援を行います。	県 福祉介護課
	居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	高齢者等の生きがいづくり、健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を目的に開催する「ふれあいサロン」や社会的孤立の解消を図り、介護予防につなげる「悠友サロン」の活動を支援します。【再掲】	福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
④児童虐待防止や被害者への支援の充実	児童虐待防止に向けた啓発	「児童虐待防止推進月間」を周知するため、リーフレットを配布するなどし、普及啓発に努めます。	子ども課
	児童虐待の発生予防	乳幼児健診未受診者のフォローを通して、児童虐待の発生予防を図ります。	市民健康センター
	虐待等に関する相談・通報	虐待の相談や通報に対しては、関係機関と連携を図り、適切に対応します。	学務課 子ども課
	要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議します。	福祉介護課 市民健康センター 子ども課
	虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知	虐待に関する啓発や通報先の周知を市ホームページや市広報誌に掲載します。	福祉介護課 子ども課
⑤生活困窮者への支援の充実	ひとり親等生活困窮者への支援	子育てと生計の維持を一人で担う女性等のため、再就職先等の情報提供を行います。	福祉介護課
	生活困窮者自立支援事業(生活困窮者住居確保給付金)	生活に困窮している方のうち、離職等されている方へ、国の定める基準に基づき生活困窮者住居確保給付金を支給します。	福祉介護課
	生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	生活に困窮している方からの就労その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	福祉介護課
	生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	生活に困窮している方に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用について斡旋や支援計画の作成その他生活困窮者の自立の促進を図るための支援を行います。	福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
⑤生活困窮者への支援の充実	生活保護制度	生活に困窮している方に対し、生活保護法による保護を実施し、適切な対応に努めます。	福祉介護課
	生活福祉資金の貸付け	生活の不安定な世帯に対して、緊急・一時的な資金を必要とした時に生活福祉資金を貸し付けることにより、これらの世帯の経済的自立を助長し、生活の安定促進を図ります。	社会福祉協議会
	緊急小口資金の貸付け	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に小口資金の貸付けを行います。	社会福祉協議会
⑥ひとり親家庭に対する支援の充実	母子・父子家庭医療費助成	18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、または父母のない児童の保険診療による入・通院医療費自己負担額を助成します。	子ども課
	ひとり親家庭の相談窓口	ひとり親家庭の保護者を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供及び指導、職業の能力の向上、求職活動の支援等を行います。	子ども課
	遺児支援	児童扶養手当及び遺児福祉年金により、ひとり親家庭を支援します。	子ども課
	ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援	ひとり親家庭を対象に、学習及び進学意欲の向上を図るため、学習支援や生活習慣等の支援を行います。	子ども課
⑦妊産婦への支援の充実	妊産婦への支援の充実	妊娠届出時にうつの既往歴等アンケートを行い、保健師等による面接を実施し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行います。	市民健康センター

項目	事業・取組	内容	担当課等
⑦妊産婦への支援の充実	妊産婦への支援の充実	妊娠届出時等に把握した特定妊婦（出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）等に対し、支援検討会を実施し、支援計画に基づく支援を行います。	市民健康センター 子ども課
		医療機関等からの情報提供等により、精神疾患の既往症がある、不安が強いと思われる妊産婦等を把握し、早期からの支援を行います。	医療機関 市民健康センター
		新生児訪問等において、子育てに関する必要な情報の提供に努めます。	市民健康センター
⑧自殺対策に資する居場所づくりの推進	居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	子育て世代、高齢者等を対象とした、趣味・教養・健康づくり等の各種講座・教室の開催、公民館の貸出し等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。	福祉介護課 地域包括支援センター

8 自殺未遂者の再企図防止

(1) 基本方針

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域での多様な居場所づくりやストレス解消・リフレッシュのための支援を推進するとともに、関係機関等との連携体制を整えます。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①居場所づくりとの連動による支援	居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	子育て世代、高齢者等を対象とした、趣味・教養・健康づくり等の各種講座・教室の開催、公民館の貸出し等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。 【再掲】	福祉介護課 地域包括支援センター
②自殺未遂者等への支援	自殺未遂者等への支援	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、保健師等による自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実するとともに、医療機関等との連携体制を整備します。	医療機関 福祉介護課

9 遺された人への支援

(1) 基本方針

自殺防止を図るとともに、自殺により遺された人への支援の充実を図ることが重要です。自殺により遺された親族等を支援するため、必要な支援情報の提供、民間団体等の活動を支援します。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①遺族等に対する支援	相談等を行っている民間団体等との連携強化、活動支援	地域で自殺対策関連事業に取り組む団体等の活動支援を行います。	福祉介護課
②遺児等への支援	母子・父子家庭医療費助成	18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、または父母のない児童の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。【再掲】	子ども課
	遺児支援	児童扶養手当及び遺児福祉年金により、ひとり親家庭を支援します。 【再掲】	子ども課

10 民間団体との連携強化

(1) 基本方針

地域の自殺対策において、民間団体が大きな役割を担っていることを踏まえ、民間団体の活動を支援しながら、連携・協働して取組みを推進します。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①民間団体等との連携強化、活動支援	相談等を行っている民間団体等との連携強化、活動支援等	地域で自殺対策関連事業に取り組む民間団体等の活動を支援します。 【再掲】	福祉介護課
		地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症や薬物依存症等に関する問題を抱える方、また、その家族等への相談事業等を実施します。 【再掲】	福祉介護課

11 子ども・若者の自殺対策の推進

(1) 基本方針

厚生労働省「人口動態統計」によれば、若年層の死因に占める自殺の割合は高い状況になっており、若年層の自殺対策を推進する必要があります。そのため、学校におけるSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、支援を必要とする若者が漏れないようライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）に応じた、また、それぞれの置かれている状況に応じた支援や自殺対策に資する教育を推進します。

(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①いじめを苦にした子どもの自殺の予防	児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知	ポスター掲示やチラシ配布による街頭啓発を通して、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図ります。	学務課 子ども課
	いじめ・不登校対策協議会の推進	いじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、情報交換、関係機関との連携を図ります。	学務課
	いじめに関するアンケートの実施	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを実施します。	学務課
	いじめ防止対策委員会	「いじめ不登校対策委員会」を各学校に設置し、アンケート等を基に、協議・研究を行います。	学務課
	いじめ問題対策連絡協議会	関係機関（学校、警察、教育委員会）が連携し、いじめの防止・早期発見・対策について協議します。	県 学務課
②児童・生徒等への支援の充実	スクールカウンセラー等の配置、子どもの支援充実	各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談を行います。	学務課

項目	事業・取組	内容	担当課等
②児童・生徒等への支援の充実	児童生徒等の相談体制の構築	学校毎に保健室前等への相談ポストの設置や教育相談期間を設定し、保護者を含め児童生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童生徒に対し家庭訪問し、状況確認等を行い、適切に対応します。	学務課
③SOSの出し方に関する教育の推進	児童生徒の自殺対策に資する教育（SOSの出し方にに関する教育）の推進	授業において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。【再掲】	学務課
④子どもへの支援の充実	スクールカウンセラー等の配置、子どもの支援充実	各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談を行います。【再掲】	学務課
	児童生徒の心の状態把握	生徒指導部会や生活指導部会において、児童生徒の情報を交換・共有し、児童生徒の心の状態の把握に努めます。また、始業式の登校状況を把握し、保護者と連携を図り異変等の早期発見に努めます。	学務課
⑤若者への支援の充実	子ども・若者の相談体制の構築	県心の健康センターと連携し、大学生等を対象としたストレス対処の方法やメンタルヘルスに関する講義の実施を推進します。【再掲】	福祉介護課

12 勤務問題による自殺対策の推進

(1) 基本方針

仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働のは是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。また、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進します。

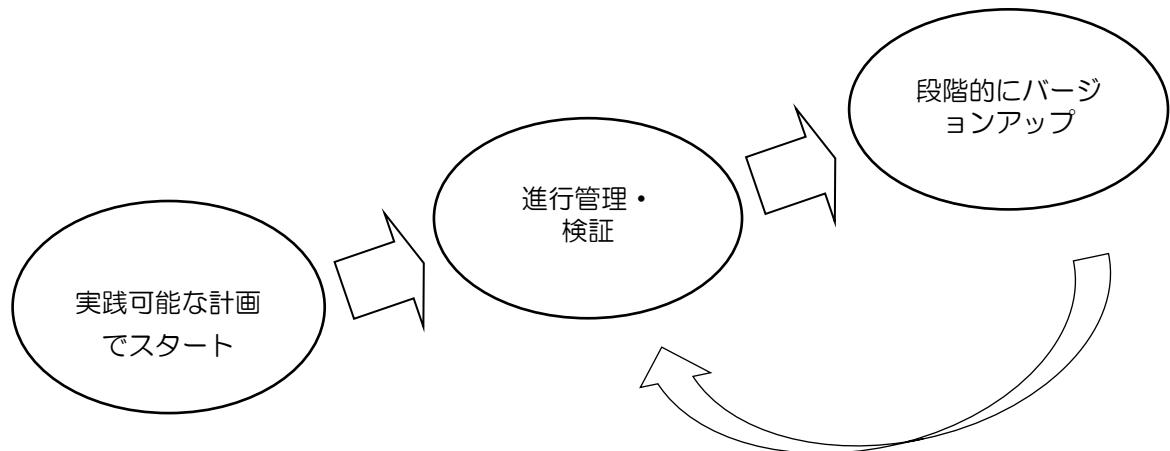
(2) 事業・取組

項目	事業・取組	内容	担当課等
①長時間労働のは是正	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供・普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報を市ホームページ等において周知します。	福祉介護課
	長時間労働のは是正	通常の勤務時間内で仕事が終えられるように効率化を図り、長時間労働のは是正に向けた取組みを行います。	事業所
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進	心の健康出前講座の実施	県心の健康センターと連携し、職場におけるメンタルヘルス対策を充実させるため事業所からの依頼を受け、心に関する講座やストレスチェックの結果も踏まえた助言等を職場に出向いて実施します。	県 事業所
	職場におけるメンタルヘルス対策	メンタルヘルスチェックの実施など職場内におけるメンタルヘルス対策を推進します。	事業所
	経営者等との連携	県担当課と連携し、企業の経営者や人事労務担当者等を対象として、若手を含めた従業員の自殺予防やメンタルヘルスに関する知識を深めるためのセミナー等を開催します。	県 福祉介護課

項目	事業・取組	内容	担当課等
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進	産業医や関係機関との連携	産業医、地域産業保健センター及び県厚生センター等と連携し、従業員の体調面等の不調を見逃さない体制づくりを推進します。	地域産業保健センター 県 事業所
③ハラスメント防止対策	様々なハラスメントに関する普及啓発	市ホームページ等において、各種ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。 【再掲】	福祉介護課

第8章 自殺対策の推進体制

本計画は、滑川市総合計画を上位計画とし、関係する各種計画との整合を図りながら推進するものとし、全庁的な計画策定体制とするため、関係部署と計画内容の協議・検討を行いました。計画策定後は、計画を着実に推進するため自殺対策推進協議会で進行管理を行い、必要な事項を協議し、仕組み等の改善と充実を図り、より地域の実情に応じた制度へと進化させていくものとします。



資料 1

滑川市自殺対策推進協議会設置要綱

平成 30 年 9 月 20 日
滑川市告示第 83 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、
関係機関及び団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るた
め、滑川市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の取組の成果の検証に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 事業所及び関係諸団体の代表者等
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 協議会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務
を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、最初に
行われる会議に限り市長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見
を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会に係る事務は、産業民生部福祉介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料2

滑川市自殺対策推進協議会委員名簿

任期 平成30年11月9日から平成33年3月31日

構成	所属	氏名（敬称略）	備考
福祉関係	悠友クラブ滑川	柿澤 清喜	会長
	滑川市社会福祉協議会	斎木 秀則	
	滑川市民生委員児童委員協議会	友田 幸雄	職務代理者
保健・医療関係	富山県厚生農業協同組合連合会 滑川病院 地域医療連携室	高木 正樹	
	富山県中部厚生センター	土肥 裕美子	
事業所・関係諸団体	滑川工場俱楽部	上田 登志之	
	日本労働組合総連合会 富山県連合会 新川地域協議会	浦島 成友	
行政機関	富山県滑川警察署	谷川 朋宏	
	滑川市教育センター	宮島 和生	

資料3

滑川市自殺対策計画の策定経過

(策定過程を挿入)